

第1回 埼玉県健康長寿計画推進検討会議	資料4
令和5年5月29日（月） 18：30～	

次期埼玉県健康長寿計画の指標(案)について

国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針

○「国民の健康増進の総合的な推進を図るための基本的な方針の全部を改正する件」（厚生労働省告示第〇〇号）〈令和5年5月予定〉

健康増進法第1条第1項の規定に基づき、国民の健康増進の総合的な推進を図るための基本的な方針の全部を改正し、令和6年4月1日から適用する。

ビジョン 全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現

誰一人取り残さない
健康づくり

集団や個人の特性を踏まえた
健康づくり

性差や年齢、ライフコースを
加味した取組の推進

健康に関心が薄い者を含む
幅広い世代へのアプローチ

自然に健康になれる環境づくりの構築

多様な主体による健康づくり

産官学を含めた様々な担い手の有機的
な連携を促進

基本的な方向

ビジョン実現のため、以下の基本的な方向
で国民健康づくり運動を進める

健康寿命の延伸と健康格差の縮小

個人の行動と健康状態の改善

社会環境の質の向上

ライフコースアプローチを踏まえた
健康づくり

より実効性をもつ取
組を推進する

目標の設定・評価

エビデンスを踏まえた目標設定、
中間評価・最終評価の精緻化

アクションプランの提示

自治体の取組の参考となる
具体的な方策を提示

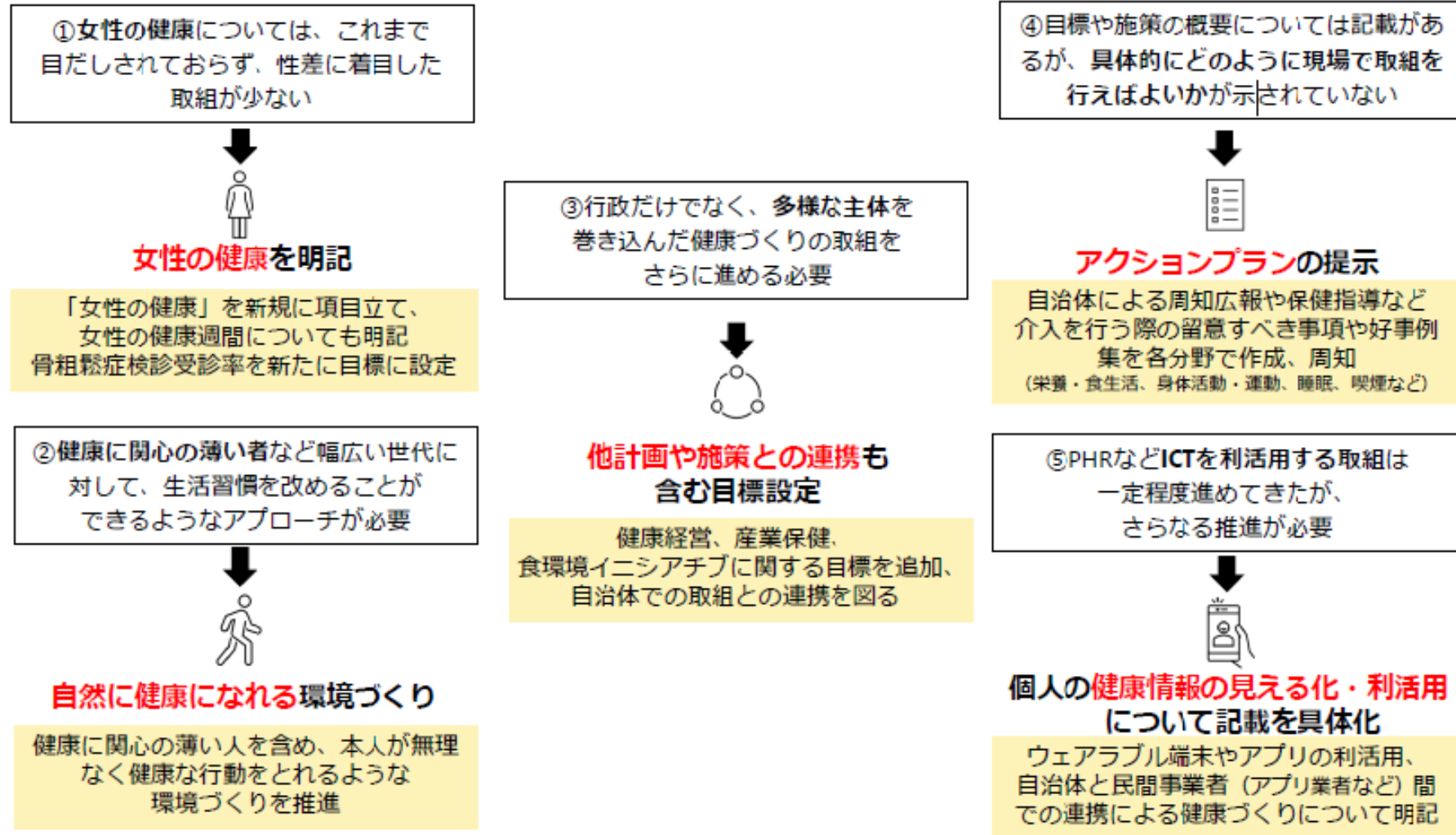
ICTの利活用

ウェアラブル端末やアプリ
などテクノロジーを活用

実行可能性のある目標をできるだけ少ない数で設定するという考え方 51項目設定

国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針

○「誰一人取り残さない環境づくり」や「より実効性をもつ取組の推進」に取り組むため、以下の新しい視点を取り入れる



次期埼玉県健康長寿計画の指標策定方針

指標の策定方針

- 1 埼玉県健康長寿計画(第3次)の指標を基本とし、特に「生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底」「生活習慣の改善」に係る項目の改善を重点的に進める。
- 2 「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本方針」を勘案した目標とする。
- 3 指標の枠組みは、次期健康日本21と同様とする。
- 4 データソースは経年的に把握でき、就労している者の健康状態等が把握できるデータを用いることを原則とする。
- 5 「人生100年時代」においては、高齢になっても就労などの社会活動ができる健康な身体づくりが重要である。そのためには、若い就労世代が気軽に保健サービスを活用して健康づくりに積極的に取り組める社会環境を整備する必要がある。

そこで、職域保健分野の目標を新たに加え、地域保健と職域保健の連携を促進する。

次期埼玉県健康長寿計画の指標の枠組み

○ 健康寿命の延伸と健康格差の縮小	○ 自然に健康になれる環境づくり
○ 生活習慣の改善 栄養・食生活／身体活動・運動／休養・睡眠／飲酒 ／喫煙／歯・口腔の健康	○ 誰もがアクセスできる健康増進のための基盤の整備
○ 生活習慣病の発症予防・重症化予防 がん／循環器病／糖尿病／COPD	○ ライフコースアプローチを踏まえた健康づくりに 関する目標 こども／高齢者／女性
○ 生活機能の維持・向上	○ 健康長寿埼玉プロジェクトの推進
○ 社会とのつながり・こころの健康の維持及び向上	健康長寿埼玉プロジェクトの推進／その他の展開

第3次計画の指標のうち次期計画では指標として設定しない指標(案)

指 標 名	理 由
健康増進計画を策定している市町村数の増加	63市町村すべてで策定されたため
シニア活躍推進宣言企業数	旧埼玉県5か年計画における目標値である
	既に達成され、現5か年計画では目標としていないため